

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)<u>に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者で、<u>就業規則第19条の規定により退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは任期を終えて退職した者又は25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、<u>かつ、第12条の2第7項に規定する認定を受けな</u><u>い、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第21条第2項第1号から第3号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。)</u><u>に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるもの<u>に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>就業規則第19条の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で次に掲げるもの</u>  <u>イ 任期を終えて退職した者</u>  <u>ロ 任期を定めて雇用される者であって、職員の配置等の事務の都合により退職した者</u></p> <p>(3) <u>第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)</u><u>を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>2 (略)</p>	

<p>(新設)</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>就業規則第21条第2項第4号及び第5号に該当し解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続した者で、就業規則第19条の規定により退職した者、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは任期を終えて退職した者又は25年以上勤続しその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、就業規則第19条の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>就業規則第21条第2項第4号及び第5号の規定による解雇の処分を受けて退職した者</u></p> <p>(3) <u>第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>(4) <u>業務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p>(5) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>任期を終えて退職した者</u></p> <p>ロ <u>任期を定めて雇用される者であって、職員の配置等の事務の都合により退職した者</u></p> <p>(6) <u>25年以上勤続し、第12条の2第7項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第10項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p>	
--	--	--

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、任期を終えて退職した者又は特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続年数が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者(任期を終えて退職した者又は退職日俸給月額若しくは特定減額前俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の指定職俸給表6号俸の額に相当する額以上である者を除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1とし、退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合には、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である

		の1)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

		場合には、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

2 就業規則第19条第2項の規定により退職した者(退職の日における年齢が満63歳又は64歳である者を除く)に対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削る)

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項、第4条第1項及び第5	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じ

条第1項		て100分の2(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第6条の4 第6条第1項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条	前条第1項の規定により読み替えて適用する第5条

第6条の4 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条	前条の規定により読み替えて適用する第5条

	まで	
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて <u>100分の2</u> (退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、 <u>100分の1</u> )を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条第1項の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第6条第1項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条第1項の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて <u>100分の2</u> (特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、 <u>100分の1</u> )を乗じて得た額の合計額
第6条	特定	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日に

	まで	
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3</u> (退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、 <u>100分の1</u> とし、退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、 <u>100分の2</u> )を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3</u> (特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあっては、 <u>100分の1</u> とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、 <u>100分の2</u> )を乗じて得た額の合計額
第6条	特定	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日に

条の 3第 2号	減額 前俸 給月 額	おいて定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
第5 条の 2第1 項第 2号 ロ		第6条第1項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
及び 退職 日俸 給月 額		並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
当該 割合		当該第6条第1項の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

条の 3第 2号	減額 前俸 給月 額	おいて定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあっては、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第5 条の 2第1 項第 2号 ロ		第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
及び 退職 日俸 給月 額		並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合にあっては、100分の1とし、特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表1号俸の額に相当する額以上同表4号俸の額に相当する額未満である場合又は退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である場合にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
当該 割合		当該第6条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

2 第6条第2項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

(削る)

読み 替え	読み 替え	読み替える字句
----------	----------	---------

規定	られる字句	
第6条の2	第3条から第5条まで	前条第2項の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2(退職日俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条第2項の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第6条第2項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第6条第2項の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表4号俸の額に相当する額以上である場合には、100分の1)を乗じて得た額の合計額
第6条の3第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第19条第1項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2

額	(特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表 4 号俸の額に相当する額以上である場合には、100 分の 1) を乗じて得た額の合計額
第 5 条の 2 第 1 項第 2 号ロ	第 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号ロ
及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る就業規則第 19 条第 1 項の定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき特定減額前俸給月額に応じて 100 分の 2 (特定減額前俸給月額が給与法の指定職俸給表 4 号俸の額に相当する額以上である場合には、100 分の 1) を乗じて得た額の合計額
当該割合	当該第 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 7 条の 2 (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が 5 年以上 24 年以下のもの 第 1 項第 1 号から第 9 号まで又は第 11 号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第 10 号に掲げる職員の区分にあつては 0 として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 0 のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 第

(退職手当の調整額)

第 7 条の 2 (略)

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が 5 年以上 24 年以下のもの 第 1 項第 1 号から第 9 号まで又は第 11 号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第 10 号に掲げる職員の区分にあつては 0 として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 前号の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が 0 のもの 0

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの

<p>1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (略)</p> <p>(役員<sup>1</sup>の在職期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合の特例)</p> <p>第12条 <u>引き続いた役員<sup>1</sup>の期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合は、次の各号に掲げる割合を乗じて得た割合(以下「業績加算割合」という。)を加算することができる。</u></p> <p>(1) 役員としての在職期間1月につき、100分の<u>12.5</u>の割合を乗じて得た割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (略)</p> <p>(役員<sup>1</sup>の在職期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合の特例)</p> <p>第12条 <u>引き続いた役員<sup>1</sup>の期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合は、次の各号に掲げる割合を乗じて得た割合(以下「業績加算割合」という。)を加算することができる。</u></p> <p>(1) 役員としての在職期間1月につき、100分の<u>10.875</u>の割合を乗じて得た割合</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(定年前に退職する意思を有する職員<sup>2</sup>の募集等)</u></p> <p>第12条の2 <u>学長は、就業規則第18条の2に基づき、定年前に退職する意思を有する職員<sup>2</sup>の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>職員<sup>2</sup>の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、第6条の退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員<sup>2</sup>を対象として行う募集</u></p> <p>(2) <u>組織の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該組織に属する職員<sup>2</sup>を対象として行う募集</u></p> <p>2 <u>学長は、前項の規定による募集(以下単に「募集」という。)を行うに当たっては、同項各号の別、第7項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって次に掲げる事項を記載した要項(以下「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員<sup>2</sup>に周知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>募集の対象となるべき職員<sup>2</sup>の範囲</u></p> <p>(2) <u>募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨</u></p> <p>(3) <u>第5項の規定による応募又は応募の取下げに係る手続</u></p> <p>(4) <u>第8項の規定による通知の予定時期</u></p> <p>(5) <u>次条第3項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数</u></p> <p>(6) <u>募集に関する問い合わせを受けるための連絡先</u></p>	
---	--	--

(7) その他別に定める事項

- 3 学長は、募集実施要項に前項第1号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数に募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りではない。
- 4 学長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第10項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 任期を定めて雇用される者
- (2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (3) 就業規則第42条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 6 前項の規定による応募（以下単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 7 学長は、応募をした職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- (1) 応募が募集実施要項又は第5項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後就業規則第42条の規定による懲戒処分（第5項第3号の故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応

<p>(新設)</p>	<p><u>募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが本学に対する社会一般の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</u></p> <p><u>(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが本学の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</u></p> <p><u>8 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>9 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>10 認定を受けた応募者（以下「認定応募者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</u></p> <p><u>(1) 第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(2) 第 2 条第 4 項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日（以下単に「退職すべき期日」という。）が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前 2 号に掲げるときを除く。）。</u></p> <p><u>(4) 就業規則第 42 条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第 5 項第 3 号の故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 第 5 項の規定により応募を取り下げたとき。</u></p> <p><u>(募集の期間の延長等に係る手続)</u></p> <p><u>第 12 条の 3 学長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。</u></p> <p><u>2 学長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p>	
-------------	--	--

<p>(新設)</p>	<p>3 <u>学長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募者の数が募集をする人数以上の一定数（以下「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募者の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。</u></p> <p>4 <u>学長は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u>  <u>(退職すべき期日の変更に係る手続)</u>  <u>第12条の4 学長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定応募者が退職すべき期日に退職することにより本学の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、本学の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</u></p> <p>2 <u>学長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。</u></p>	
-------------	---	--

附 則（経規程第40号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年11月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程（以下「新規程」という。）第12条第1号の改正規定は、平成25年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に職員として在職していた者が改正前の国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程第4条第1項に規定する25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者に該当する場合（その者が新規程第5条第1項第3号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が11年未満である場合に限る。）には、新規程第4条第1項に規定する11年以上25年未満の期間勤続した者であって、同項第2号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。
- 3 新規程第12条第1号の規定の適用については、同号中「100分の10.875」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の11.5」とする。
- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、国家公務員退職手当法その他関係法令等を準用する。